

公的年金からの市県民税の特別徴収



65歳以上で、公的年金を受給し、市県民税を納税する義務がある人は、公的年金から市県民税が特別徴収（天引き）されます。これは、市県民税全体のうち、公的年金所得に係る部分を特別徴収する制度です。納付する1年間の税額は変わりありません。（本人の意思による選択や停止はできない制度となっています。）

☎市県民税課市県民税担当（☎72・3111代 ☎72・8340）

特別徴収の対象者

市県民税を納めている人のうち、次のすべてに該当する人が対象です。

- ▽4月1日現在で65歳以上の人
- ▽前年中の公的年金の所得に係る市県民税が課税される人
- ▽老齢等の基礎年金の受給額が年額18万円以上の人
- ▽介護保険料が公的年金から特別徴収されている人

初年度と2年目以降の徴収方法の違い

初年度（再開含む）の場合は表1のとおり、2年目以降継続の場合は表2のとおりになります。初年度の場合、年税額の半分を普通徴収（納付書または口座振替）により、6・8月に納付していたが、残額を年金からの特別徴収により10・12・2月の3回で納付していただきます。

●表1 公的年金から市県民税が新たに特別徴収になる人（初年度）

徴収税額 (例) 年税額 12万の場合	普通徴収（納付書または口座振替）				特別徴収（年金から天引き）	
	第1期（6月）	第2期（8月）	第3期（10月）	第4期（平成27年1月）		
	3万円	3万円	0円	0円		
徴収方法	4月	6月	8月	10月	12月	平成27年2月
	0	0	0	2万円	2万円	2万円
	公的年金に係る市県民税は、納期ごとに納付書か口座振替で納付（年税額の半分を2回に分けて納付）				第1期、2期に納付した分を差し引いた残りの額を3回に分けて公的年金の支払い月に特別徴収で納付	

●表2 2年目以降の人

徴収税額 (例) 年税額 15万の場合	特別徴収（年金から天引き）					平成27年2月
	4月	6月	8月	10月	12月	
徴収方法	2万円	2万円	2万円	3万円	3万円	3万円
	前年度2月分は2万円であったので同じ額を3回、公的年金の支払い月に仮特別徴収で納付			4・6・8月で仮特別徴収した分を差し引いた残りの額を3回に分けて公的年金の支払い月に特別徴収で納付		

（2年目以降の人） 非課税の人 も4・6・8月分は特別徴収されます

昨年度、年金から特別徴収されていた人で、平成26年度の市県民税が非課税になった人も2月に徴収された額と同額を4・6・8月も引き続き仮特別徴収により納付していただきます。

仮特別徴収した4・6・8月分は後日還付となりますので、確認後に通知を送付します。

公的年金のほかに、農業や不動産などの事業所得がある場合の納付方法

農業や不動産などの事業所得に係る市県民税の納付方法は今までと変わりません。納付書または口座振替による納付をお願いします（徴収方法は表3を参照）。いくつかの方法に分かれて納めることになりましたが、納める総額（年税額）は変わりません。

●表3 年税額をいくつかの方法に分けて納めます

	主なパターン	徴収方法
1	・公的年金などの所得のみ	・公的年金からの特別徴収のみ
2	・公的年金などの所得 ・給与所得（天引きの場合）	・公的年金からの特別徴収 ※注1 ・給与から特別徴収
3	・公的年金などの所得 ・その他所得（営業・農業・不動産など、または給与所得で天引きしていない場合）	・公的年金からの特別徴収 ・納付書または口座振替による納付
4	・公的年金などの所得 ・その他所得（営業・農業・不動産など） ・給与所得（天引きの場合）	・公的年金からの特別徴収 ・納付書または口座振替による納付 ・給与から特別徴収

※注1 年金からの特別徴収が初年度で、ほかに給与所得（市県民税を給与から天引き）がある人は、年金所得分の市県民税の年税額の2分の1を納付書または口座振替で納付していただくため、徴収方法が3種類となります。

平成26年度（25年中の所得）の 所得証明書の発行

所得証明書の発行を希望される場合は、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちの上、各支所地域課で申請してください。26年度の所得証明書は、平成26年1月1日に市内に住所を有し、市県民税の申告などがある場合に発行されます。同居親族の人以外への発行には委任状が必要です。

- ※本庁舎、県安曇野庁舎では発行できません。
- 発行開始予定日 6月10日（火）
- 交付手数料 1通300円
- ☎市県民税課諸税係 ☎72・3111代 ☎72・8340

自動車税は 6月2日（月）までに納めましょう

自動車税は、お手元に届けられた納税通知書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは地方事務所税務課で納付してください。

また、「納税証明書」は、継続検査（車検）時に必要となりますので、大切に保管しておきましょう。

☎松本地方事務所税務課 ☎40・1905

4月1日以降、「領収証」などに係る 印紙税の非課税範囲が拡大されています

事業者の皆さんが4月1日以降に作成する領収証やレシートなどの「金銭または有価証券の受取書」に係る印紙税が、記載された受取金額が5万円未満のものは非課税となっています。

領収証などを作成する際には、受取金額を確認の上、納付する印紙税額に誤りのないようご注意ください。

☎松本税務署 ☎32・2790代

平成26年度税務職員採用試験

人事院・国税庁では、国税局や税務署で国税に関する調査や滞納処分などの事務を行う税務職員（高等学校卒業程度）を募集します。

- 受験資格 次のいずれかに該当すること①平成26年4月1日現在、高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人②平成27年3月までに高校または中等教育学校卒業見込みの人③人事院が①②に掲げる者に準ずると認める人

- 申込方法と期間 ▶インターネット 6月23日（月）午前9時～7月2日（水）

☎<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

- ▶郵送または持参 6月23日（月）～26日（木）消印有効 ※インターネット申し込みが原則です。

- 申し込み・問い合わせ 〒330-9712 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 人事院関東事務局 ☎048・740・2001代